

安全な農産物生産のために

GAP(適正農業規範; Good Agricultural Practice)の取り組み

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課

(生産安全班担当) 課長補佐 谷口康子

1. GAPとは

GAPとは、「適正農業規範、つまり、安全な農産物を生産するために必要な、ほ場や集出荷施設などの環境整備と栽培管理において守るべき規範」である。

農産物の生産段階(栽培、収穫、洗浄、選果、出荷、包装、輸送)で、病害微生物(腸管出血性大腸菌 O157、サルモネラなど)や汚染物質(かび毒、天然毒、重金属など)、異物混入などによる食品安全危害を最小限に抑えることを目的に、これらの危害要因とその対策のための適切な管理規範を示す手引きであり、その取組のことである。

この管理規範をもとに、作業担当者、作業内容、実施頻度、実施記録などを具体的に文書化した標準作業手順書を作成し、それにもとづいて管理作業などを実施し、記録に残すことがGAPの実践である。

2. 農産物の生産段階におけるハザード

農産物について、食品としての安全性を脅かす危害には、どのようなものがあるだろうか。農産物の生産段階におけるリスク管理の対象となる危害要因(ハザード)としては、品目ごと、生産工程ごとに様々なものが存在する。これらハザードごとに、リスク管理手法が異なることから、産地においてGAPを確立するためには、それぞれのリスクの大きさなどを考慮し、管理対象の優先度を整理する必要がある。

農産物を汚染すると考えられるいろいろなハザードのうち、病原微生物や重金属などのように汚染源が栽培環境中にあるためコントロールがむずかしいものと、農薬などのように使用基準を守ることや栽培技術を工夫することで比較的容易にコントロールできるものがある。

病原微生物は、ほんの少しの摂取でも食中毒を起こすことがある。また、農場から食卓までの間で汚染の機会がいくつもあるため、コントロールがほかの汚染物質に比べてむずかしく、とくに生鮮農産物ではその安全性を損なうおそれのある大きな危害要因のひとつである。病原微生物対策は、「持ち込まない、付けない、増やさない」が基本である。たとえば、堆肥の安全な利用のためには、完熟堆肥を作付け前に散布するとともに、必要に応じて石灰窒素を活用することが有効である。

3. GAPの取組に関する世界の動き

世界共通の食品規格やガイドラインを策定している Codex 委員会は、生産工程の各段階で確認する衛生管理方法の検討をおこない、1997 年に「食品衛生の一般原則」を採択した。その後、GAPの導入を消費者の健康保護のために必要な世界共通の取り組みとして推進していくべきとの合意がなされ、2003 年 7 月に、「生鮮果実・野菜衛生管理規範」が採択された。

米国では、生鮮青果物関連の食中毒の発症件数が大幅に増加したことを危惧し、GAPの取組に関する検討が開始された。1997 年 1 月クリントン大統領が食品供給の安全性を高めるための施策について発表し、1998 年に FDA と USDA が「生鮮青果物のための微生物的食品安全危害を最小限に抑えるガイド」を発行、GAPの普及・教育プログラムが実施されている。

病原微生物に汚染された生鮮農産物由来の食中毒の経験や、生産地と消費地が遠く離れ、生鮮農産物の長距離輸送が余儀なくされており、病原微生物汚染の危険度が高いことなどがGAP普及・教育プログラムの推進の背景にある。

EU では、1997 年に主要な小売業者と資材メーカーにより「EUREP」が設立された。EUREP が掲げる「EUREPGAP」は、統一的な生産基準や取扱基準が流通上必要という背景があり、国境を越えて農産物が流通している現在、GAPプログラムの必要性はますます強まっている。

EUREPGAP にもとづいた生産では、栽培管理情報が記録、保管されている。また、EUREPGAP にもとづいた農産物は、安全な農産物であるという条件を満たした品質に加え、検査され管理されているものであると位置づけられています。こうした農産物は、慣行農業に比べ、検査や管理のためのコストが発生するが、生産者にとっては、安全な農産物を生産するという使命感や、先進的な農法を実践しているという誇り、そして流通業者からも信頼を得ているという安定感により、EUREPGAP 実践のメリットは多いとのことである。

4. 日本でのGAPの取組状況

我が国におけるGAPの確立に向けた取り組みは、平成 8 年(1996 年)夏に、腸管出血性大腸菌 O157 による集団食中毒が発生した際に、かいわれ大根が原因食材として疑われ、生産・流通面において大きな混乱が生じたことを契機として、まず、かいわれ大根生産における病原微生物汚染の予防を主な目的として始まった。その後、対象を水耕葉菜類から施設栽培野菜へと広げ、さらに土耕栽培も含めた生鮮野菜全般の生産から流通過程での病原微生物汚染の予防を中心としたリスク管理に

ついて取り組んできた。

産地におけるGAPの普及を支援するため、農林水産省では、作物ごとの重要な管理項目についてのガイド作成と配布、GAPを実践するために必要な衛生管理の知識を正確に理解するための講習会の開催などをおこなっている。また、産地での品目別ガイドの作成やGAPの実践を支援するため、産地における協議会の設置や学習会などに対する助成もおこなっている。

今後、各地において、また様々な品目において、GAPの確立・普及に向けた取組が広がり、国産農産物のいっそうの安全性確保につながることを期待したい。